



県章

山形県公報

令和元年9月10日(火)
第37号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……445

告 示

- 土壌汚染対策法による要措置区域の一部解除……………(水大気環境課) ……446
- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(同) ……同
- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……447
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……448
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 事業の認定……………(同) ……449

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課) ……450
- 令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施……………(産業政策課) ……451
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……454
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……456

規 則

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和59年4月県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の注書第2項中「ついては、」を「ついては、特別法人事業税又は」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

告 示

山形県告示第275号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成30年10月県告示第764号（土壤汚染対策法による要措置区域の指定）で指定した要措置区域の一部を次のとおり解除する。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定を解除する区域

西村山郡大江町の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン並びに鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壤汚染対策法施行規則第8条第2項の規定による土壌の採取及び測定を実施した結果、土壤汚染対策法第6条第1項第1号に該当しないと認められた。）

山形県告示第276号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

西村山郡大江町の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

山形県告示第277号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

(1) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド（通称名Cyclopentyl fentanyl）及びその塩類

(2) 5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン（通称名CUMYL-PEGACLONE）及びその塩類

(3) 5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン（通称名5F-CUMYL-PEGACLONE）及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和元年9月8日

山形県告示第278号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

天童市農業協同組合
代表理事組合長 金平 芳己
天童市老野森二丁目1-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
齋藤 紀男 山形市大字風間1116-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成31年3月31日 (大沼利賢に係るものについては令和元年5月31日)
後藤 正明 天童市大字蔵増甲691 玄米、小麦、大豆、そば			
五十嵐 博 天童市大字高揃南93 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大沼 利賢 天童市大字矢野目205 玄米、小麦、大豆、そば			
須藤 誠市 天童市大字川原子3028-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
中川 隆博 天童市大字高木40 玄米、小麦、大豆、そば			
有路 雅樹 北村山郡大石田町大字大石田乙67-2 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
押野 哲哉 天童市大字高揃北199 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
鈴木 康裕 天童市大字寺津251 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
須藤 桂 天童市大字川原子3076 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
武田 友彰 天童市大字荒谷76 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 輝 天童市小路二丁目2-47 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

狩野 徹 山形市高原町241 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
須藤 徹 天童市小関二丁目4-18 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 有限会社本沢農産
 代表取締役 今野 博允
 山形市大字二位田1529-3
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
有限会社本沢農産 代表取締役 今野 博允 山形市大字長谷堂123	有限会社本沢農産 代表取締役 今野 博允 山形市大字二位田1529-3	平成31年4月19日

山形県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称
因幡堰土地改良区
- 事務所の所在地
鶴岡市藤島字笹花16番地2
- 認可年月日
令和元年8月29日

山形県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和元年9月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路 線 名 赤湯宮内線
- 供用開始の区間 南陽市三間通字円蔵前348番1から
同 円蔵西1291番27まで
- 供用開始の期日 令和元年9月10日

山形県告示第281号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町大字大滝地内
- 公共測量を実施する期間
令和元年9月9日から同年12月13日まで

- 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）

山形県告示第282号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称

山形市

- 2 事業の種類

山形市立西山形小学校校舎等改築事業

- 3 起業地

(1) 収用の部分 山形市大字柏倉字塩辛田地内

(2) 使用の部分 なし

- 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市立西山形小学校校舎等改築事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

山形市立西山形小学校（以下「西山形小学校」という。）は、これまでも学校施設としてだけではなく、西山形地区の球技大会等の各種スポーツ大会や敬老会等の記念行事などといった多種多様な地域コミュニティ活動にも活用されており、また、災害発生時における応急的な避難場所としての機能・役割も担っていることなどから、西山形地区の住民（以下「地区住民」という。）にとって必要不可欠な施設である。

本件事業は、西山形小学校校舎等を現敷地外に移転改築するための事業であるが、現校舎は、昭和39年に建設され、55年が経過している建物であり、且つ山形市内小中学校の中で最も古い校舎となっており、老朽化が著しいほか、校舎の構造が現行の建築基準法に定義のない特殊な構造により建設されているため、現校舎をそのまま耐震補強を施しても、十分な耐震効果が得られず、現校舎の耐震補強は困難な状況である。また現敷地は活断層の断層帯上に立地していることが判明し、平常時及び災害発生時における児童・地区住民の安全性を十分に確保することが困難なため、現敷地内での校舎の改築は、安全、安心かつ円滑な学校運営や地区住民の多種多様な地域コミュニティ活動等に大きく支障をきたすこととなる。

本件事業の施行により、現行の建築基準法で定める耐震基準を満たし、本来の学校施設としての機能だけでなく、西山形地区における多種多様な地域コミュニティ活動等の開催場所としての機能や、災害発生時における応急的な避難場所としての機能など、地区住民にとっても重要な機能が将来にわたり、安定的かつ永続的に確保されることとなるため、地域社会への貢献も大きいものである。

また起業地は、同じく移転改築が進められている西山形コミュニティセンター建設地に隣接し、当該コミュニティセンターに放課後児童クラブの入所が計画されており、新校舎と当該コミュニティセンター間に連絡通路を設けることで、放課後児童クラブに参加する子どもたちは道路に出ることなく安全に両施設間を移動することが可能となるとともに、更なる世代間交流の促進や地域コミュニティの結びつきの強化・醸成も十分に期待できるものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の施行により失われる利益を考察するに、本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が

考えられるものの、工事機械作動時の防音に十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、十分な敷地面積の確保、児童の登下校時の安全性や地区住民が地域コミュニティ活動等で活用する際の利便性、社会的条件・地理的条件等により、申請案のほか周辺土地の2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は西山形小学校校舎等を現敷地外へ移転改築するための事業であり、児童の登下校時における安全性の確保や活断層の活断層帯からの距離、土砂災害危険区域等の指定がないことなどの地理的条件・技術的条件、土地利用に与える影響、用地取得費等を含む経済的条件を考慮し、比較検討を行い、申請案を選定していることから、当該起業地の選定は適切なものと認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると認められる。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、西山形小学校は学校施設としての機能だけでなく、西山形地区における各種スポーツ大会や記念行事等の多種多様な地域コミュニティ活動の開催場所としても活用されており、更に災害発生時には応急的な避難場所となるなど、地区住民のためにも必要不可欠な施設であり、その機能を安定的かつ永続的に存続させる必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることが合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県総務事務システム等運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社東北情報センター 新庄市十日町6162番10
- 5 落札金額 19,140,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和元年7月12日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年11月8日（金） 午前10時から正午まで

(2) 場 所 山形県工業技術センター 講堂 山形市松栄二丁目2番1号

2 受験手続

受験願書を令和元年10月1日（火）から同月11日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働部産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、同月11日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。）。

3 その他

詳細については、商工労働部産業政策課鉱政・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート1号棟	新庄市金沢1494 -1	3DK	62.8	1	一般用	15,700 円	18,200 円	20,800 円	23,500 円	26,800 円	30,900 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同 3号棟	同 -1	同	57.1	1	同	14,500 円	16,800 円	19,200 円	21,600 円	24,700 円	28,600 円	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年10月7日から同月11日までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和元年10月11日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
新庄市金沢字大道上2034
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 令和元年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和元年7月に実施した平成30年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和元年9月10日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関19箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
村山総合支庁総務企画部	令和元年7月18日	小野委員	武田委員
村山総合支庁保健福祉環境部	令和元年7月18日	小野委員	武田委員
村山総合支庁産業経済部	令和元年7月18日	小野委員	武田委員
村山総合支庁建設部	令和元年7月18日	小野委員	武田委員
中 央 病 院	令和元年7月18日	小野委員	武田委員
置賜総合支庁総務企画部	令和元年7月18日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	令和元年7月18日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁産業経済部	令和元年7月18日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	令和元年7月18日	木村委員	海老名委員
庄内総合支庁総務企画部	令和元年7月19日	小野委員	武田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	令和元年7月19日	小野委員	武田委員
庄内総合支庁産業経済部	令和元年7月19日	小野委員	武田委員
庄内総合支庁建設部	令和元年7月19日	小野委員	武田委員
最上総合支庁総務企画部	令和元年7月19日	木村委員	海老名委員
最上総合支庁保健福祉環境部	令和元年7月19日	木村委員	海老名委員
最上総合支庁産業経済部	令和元年7月19日	木村委員	海老名委員
最上総合支庁建設部	令和元年7月19日	木村委員	海老名委員
企 業 局	令和元年7月26日	小野委員 木村委員	武田委員 海老名委員
病 院 事 業 局	令和元年7月26日	小野委員 木村委員	武田委員 海老名委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 村山総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

入札事務が適切でないものがある。

落札決定後に最低制限価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの 1件

平成30年度災害に強いみちづくり事業（地債）一般県道次年子大浦線用地調査等事務委託

ロ 庄内総合支庁総務企画部

(イ) 工事施工管理が適切でないものがある。

(内容)

工事完了時に現場での完成検査を実施しなかったもの 1件

元酒田警第1号職員アパートブロック塀緊急対応工事

工 期 平成30年10月26日から同年11月14日まで

契約金額 415,800円

完 成 日 平成30年11月14日（同日に工事写真を受理）

ハ 最上総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

赴任旅費について、算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計15,000円

主な事例は以下のとおり

既支給額 74,440円

正支給額 82,440円

要追給額 8,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。（庄内総合支庁総務企画部、最上総合支庁総務企画部）

(ロ) 支払事務の遅延等により、延滞利息を発生させたものがある。（庄内総合支庁総務企画部）

(ハ) 支出額を誤ったことにより、早収期限内での支払ができず、遅収加算金を発生させたものがある。（庄内総合支庁産業経済部）

ロ 契 約

(イ) 長期継続契約にかかる平成31年度分の契約金額について、誤った金額で契約書に記載しているものがある。（村山総合支庁保健福祉環境部）

(ロ) 落札決定後に積算誤りが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったものがある。（村山総合支庁建設部）

(ハ) 物品の購入に係る単価契約において、予定価格を超えた金額で業者を決定し、契約を行ったものがある。（置賜総合支庁総務企画部）

ハ 補助金

(イ) 実績報告日から額の確定までの期間が2箇月以上のものがある。（村山総合支庁産業経済部）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から令和元年7月23日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和元年9月10日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
農業総合研究センター水田農業試験場	物品の管理が適切でないものがある。	平成30年度の生産物受払簿を作成した。 生産物の受払は総務課長だけで行ってきたが、今年度からは総務主査と2名で行うこととした。 生産物受払簿の補助簿的な「刈取り及び出庫状況表」を新たに作成することとし、それをもとに生産物受払簿に記入することとした。
農業総合研究センター園芸試験場	関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。	権限や契約実務が一目で確認できるよう、「契約実務チェックシート」を作成し、担当者の確認作業を容易にしたほか、起案文書に添付することにより、査閲者、決裁権者によるチェック体制を強化した。
	前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	毎年発生する定例的な調定については、「調定期一覧表」としてリスト化し、調定日等を担当者と総務課長の複数で検証する体制にした。